

マイナンバー通信 (第2号)

～マイナンバー制度が始まります～

発行元：尼崎市 尼崎市東七松町1-23-1 総務局 情報活用・公開担当 TEL 06-6489-6171
市民協働局 マイナンバーカード普及担当 TEL 06-4950-0531

10月中旬以降、通知カードを送付します

マイナンバー制度は、社会保障や税などの分野において、国民の利便性を向上するとともに公平・公正な社会の実現等をめざして、平成28年1月から国が導入するものです。導入に先立ち、マイナンバーの「通知カード」が送付されます。今回はその「通知カード」について、お知らせします。

いっどこに送付されるの？

平成27年10月中旬から、12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」を、住民票を有する方（外国人の方も含まれます。）に、世帯ごとに簡易書留で送付します。お届け先は住民票に登録されている住所あてとなり、転送はされません。



「通知カード」送付封筒（イメージ図）



「通知カード表面」（イメージ図）

送付されたら、どうすればいいの？ どう使うの？

通知カードを受け取られたら、なくさずに大切に保管してください。今後、お勤め先への届出、税金の申告、健康保険や介護保険、年金受け取り等の各種申請手続きの際にマイナンバーが必要となります。

また、転入・転居などのお届けの際にも通知カードが必要です。

マイナンバーは、今後さまざまな行政手続きで必要となり、大変大切なものです。原則として、生涯にわたりマイナンバーは変更されませんので、カードを紛失したり、廃棄したりしないようにご注意ください。また、個人番号カードの取得を希望する方は申請してください。（個人番号カードを取得すると、1月下旬からコンビニのマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明などの各種証明書が取得できるようになります。）

ご注意！！

市役所の職員が、電話で市民の個人情報（マイナンバー、住所、生年月日等）を聞き出すことはありません。このような不審な電話には十分にご注意ください。



個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子証明書

を利用

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。



通知カード・個人番号カードの Q&A

Q. マイナンバーの通知カードが届きません。

A. 10月中旬から11月中に簡易書留でお届けする予定となっています。しばらくお待ちください。12月になっても届かない場合は、案内ダイヤル(0570-07-1178)へお問い合わせください。

Q. 通知カードを受け取る前に引越しをしたのですが、どうすればよいですか。

A. 引越し先の市区町村へ住民登録の異動はお済みでしょうか。住所地を登録している市区町村にお問い合わせください。

Q. 子どもでも個人番号カードの申請はできますか？

A. 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、個人番号カード交付申請書の「代理人記載欄」にご記入ください。

Q. 個人番号カードの取得は義務づけられているのですか？

A. 個人番号カードは申請により市町村長が交付します。個人番号カードの取得は任意ですが、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認及び本人確認の手段として広くご利用いただけますので、できるだけ多くの市民の皆様を取得していただきたいと考えています。

Q. 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どうすればよいですか？

A. 引越しなどで市町村に転入届を出すときは、通知カード又は個人番号カードもあわせて窓口へ提出し、カードの記載内容を変更する必要があります。転居や転出以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出てください。

Q. カードを紛失、廃棄してしまいました。

A. 再交付することができますが、手数料が必要となります。詳しくは案内ダイヤル(0570-07-1178)にお問い合わせください(通知カードは500円、個人番号カードは800円、電子証明書を希望される場合は、別途200円が必要です。)

なお、カードを拾得された場合は、お近くの警察署もしくは市区町村へお届けください。



交付は無料！個人番号カードの申請方法

個人番号カードは、下図の4ステップで交付を受けることができます。マイナンバーの通知カードを受け取ったあと、同封している説明文書をご覧になり、個人番号カードの交付申請をしてください。初めて個人番号カードを取得する場合の手数料は無料です。

ステップ1



平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。

ステップ3



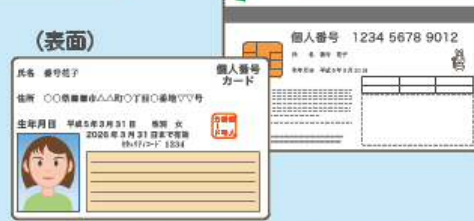
平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、市町村窓口へお越しください。

ステップ2



同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函。

ステップ4



本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

顔写真の撮影について

- ・サイズ：縦4.5センチ×横3.5センチ
- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面・無帽・無背景のもの
- ・写真の裏面に氏名、生年月日を記入



その他の申請方法

個人番号カードの申請方法は、郵送の他にも次のような方法があります。

スマートフォンから



1 スマートフォンのカメラで顔写真を撮影



2 スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして、メールアドレスを登録。



3 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



4 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



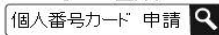
自宅のパソコンから



1 デジタルカメラ等で顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。



2 申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。



3 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



4 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



まちなかの証明用写真機から



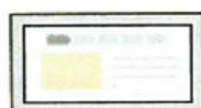
1 申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参の上、入る。



2 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。



3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。



4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影し、送信。



※注意：証明用写真機は個人番号カードの交付申請ができないものもあります。尼崎市役所中館1階の証明用写真機で申請することができますので、ご利用ください。



住民基本台帳カードについて

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は平成27年12月28日をもって終了しますが、カードに記載の有効期限までは引き続き利用できます。

また、住民基本台帳カードを用いての公的個人認証サービスも有効期限内（3年）は利用できますが、平成27年12月23日以降は住基カード内の登録情報の新規登録や更新はできません。

なお、個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードと住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）を回収します。



相談窓口・案内ダイヤルの設置

10月から相談窓口と案内ダイヤルを開設します。申請方法等で分からないことがありましたら、ご相談ください。

★ 相談窓口

- ・市役所： 北館1階市民課前
- ・阪急塚口個人番号カード交付特設会場： さんさんタウン3番館6階
あまがさき環境オープンカレッジ隣接

開設時間： いずれも10月5日から12月28日まで 平日 9時～17時30分

★ 尼崎市個人番号カード案内ダイヤル

- ・電話： 0570-07-1178 ファクシミリ： 06-7175-9072

開設時間：

10月1日から12月28日まで 月曜日～金曜日（土日祝を除く） 9時～17時30分

1月4日から3月31日まで 期間中無休 9時～17時30分

（12月29日から1月3日までは休業日です。）



マイナンバーに関するお問い合わせ

通知カード、個人番号カード、
カードの交付に関するお問い合わせ

尼崎市個人番号カード案内ダイヤル

いいナンバー
0570-07-1178

日・英・韓対応

050-3033-8760

IP電話からは、こちらへおかけください

【 開設 時間 】

平成27年10月1日から12月28日まで

月曜日～金曜日（土日祝を除く）

9時00分～17時30分

平成28年1月4日から3月31日まで

期間中無休 9時00分～17時30分

マイナンバー制度全般に関する
お問い合わせ・ご意見

国のコールセンター

マイナンバー
0570-20-0178

英・中・韓・スペイン・ポルトガル対応

0570-20-0291

【 開設 時間 】

平成27年10月1日から28年3月31日まで

平日 9時30分～22時

土日祝 9時30分～17時30分

年末年始（12月29日～1月3日）を除く

マイナンバーに関するウェブサイト

尼崎市 <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/mynumber/33945/>

総務省 http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）（個人番号カード総合サイト）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>